

学 生 便 覧

－ 履 修 と 学 生 生 活 の て び き －

平成 30 年度入学者用

山形大学大学院理工学研究科（理学系）

博士前期課程

目 次

I	理工学研究科の目的	1
II	学位授与の方針，教育課程編成・実施の方針	2
III	理工学研究科の概要	4
IV	博士前期課程 理学専攻	
1	理学専攻の教育目的	6
2	履修要領	6
2-1	指導教員	
2-2	授業科目	
2-3	修了要件	
3	学位の授与	7
4	履修上の注意	7
4-1	履修申請	
4-2	学位（修士）論文についての審査及び最終試験	
4-3	成績の審査	
4-4	単位の基準	
4-5	早期修了について	
4-6	単位修得の特例	
4-7	教育方法の特例	
5	学位（修士）論文審査の手引き	10
5-1	論文題目の提出	
5-2	学位論文等の提出	
5-3	公表に関する学位論文の提出	
6	教育職員免許状の取得について	12
6-1	取得できる免許状の種類・教科	
6-2	免許状を得るための資格及び修得単位数	
別表		13
	理学専攻授業科目一覧	
	学位（修士）論文審査の流れ	

V	学生心得	17
VI	山形大学理学部及び大学院理工学研究科（理学系）における 試験等の不正行為の取扱いに関するガイドライン	18
VII	諸規則	
1	山形大学大学院規則（抄）	20
2	山形大学学位規程（抄）	31
3	山形大学大学院長期履修学生に関する規程（抄）	39
4	山形大学大学院理工学研究科長期履修学生に関する内規	42
5	山形大学大学院理工学研究科学位審査細則（抄）	45

I 理工学研究科の目的

科学技術の急速な発展と高度化に伴って、各専門分野の細分化が進む一方で、従来の学問体系を超えた、新しい境界領域と学際領域が開拓され、科学技術の統合化が強力に推し進められている。本研究科では、種々の分野で先端科学技術を将来にわたり維持し発展させるために、広範な基礎学力に基づいた高度の専門知識と能力を備えた、柔軟で独創性豊かな科学者及び技術者の養成を目的とする。

上記の目的に応えるため、理学部及び工学部を基礎とする区分制の博士課程と、大学院のみのいわゆる独立専攻を置く。

博士前期課程（修士）には、次の8専攻を置く。

理学専攻
物質化学工学専攻
バイオ化学工学専攻
応用生命システム工学専攻
情報科学専攻
電気電子工学専攻
機械システム工学専攻
ものづくり技術経営学専攻（独立専攻）

博士後期課程（博士）には、従来の専門領域にとらわれず、総合的かつ学際的に再編された次の6専攻を置く。

地球共生圏科学専攻
物質化学工学専攻
バイオ工学専攻
電子情報工学専攻
機械システム工学専攻
ものづくり技術経営学専攻

Ⅱ 学位授与の方針，教育課程編成・実施の方針

1 理学専攻

【学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）】

山形大学大学院及び大学院理工学研究科の修了認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)のもと，教育プログラム（理学専攻・博士前期課程）では，以下のよう知識・態度・能力を獲得した学生に「修士」の学位を授与します。

- (1) 自然科学の発展に貢献しようとする意欲と高い倫理観を身に付けている。
- (2) 研究の背景と意義を説明するための専門的知識および技能を体系的に修得している。
- (3) 研究成果を論文にまとめるための表現力と構成力を身に付けている。
- (4) 研究成果のプレゼンテーションや質疑応答を的確に行うことができる。
- (5) 課題解決に必要な国際的原著論文などの情報収集を自ら適切に行い，その内容を理解・整理できる。
- (6) 研究成果を得るための最適な手法を自ら組み立てながら研究を遂行していく能力を身に付けている。
- (7) 分野で異なる論理や方法論に関する理解を深め，イノベーションにつながる発想ができる。
- (8) 指導教員とのディスカッションによって，新規領域開拓に向けた研究を迫ることができる。
- (9) 理系プロフェッショナルとして実践的な課題解決に取り組むことができる。

【教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）】

山形大学大学院及び大学院理工学研究科の教育課程の編成・実施方針(カリキュラム・ポリシー)に沿って，理学専攻（博士前期課程）の学生が体系的かつ主体的に学習できるように教育課程を編成し，これに従って教育を行います。

- (1) 知的財産，法令順守，研究倫理，情報セキュリティ，安全衛生管理を学ぶ講義とキャリア教育を通してキャリアパスを形成し職業意識を深める演習科目を配置する。
- (2) 国際性や国際化に対応した英語のコミュニケーション能力を養う講義を配置する。
- (3) 学際領域のトピックスをテーマとし、理工系人材に対して分野にかかわらず共通に求められる基盤的な素養，幅広い知識，多元的な視点・思考法を身に付ける講義を配置する。
- (4) 研究テーマに合わせて関連する分野の科目を履修させるため，高度な専門知識を身に付ける講義を配置する。
- (5) 特定の研究テーマに基づき，研究の内容・結果・解析法等を確認しながら，修士論文の作成に向けて適切な助言・指導を行う。
- (6) 文献講読に基づく討議・発表を行い，プレゼンテーション能力を身に付ける演習を配置する。

Ⅲ 理工学研究科の概要

博士前期課程

(理学系)

専攻名	入学定員
理学	53

博士後期課程

(理学系)

専攻名	入学定員
地球共生圏科学	5

(工学系)

専攻名	入学定員
物質化学工学	38
バイオ化学工学	28
応用生命システム工学	23
情報科学	28
電気電子工学	34
機械システム工学	50
ものづくり技術経営学	10

(工学系)

専攻名	入学定員
物質化学工学	3
バイオ工学	4
電子情報工学	4
機械システム工学	3
ものづくり技術経営学	2

IV 博 士 前 期 課 程 理 学 專 攻

1 理学専攻の教育目的

理学専攻は、理学系のコアサイエンスを基盤として、総合的で学際性を有する高度な知識を教授し、広い視野に立った柔軟な発想のもとに基礎的研究能力を有する専門的職業人の養成を目的とする。

2 履修要領

2-1 指導教員

学生には、入学の際、授業科目の履修、学位論文の作成等に対する指導のために、博士前期課程担当教員の中から主指導教員1人、および副指導教員1人が指導教員として定められる。

2-2 授業科目

授業科目には、理工学研究科（理学系）共通科目、大学院基盤教育科目、分野横断科目、分野専門科目（特別講義を含む）がある。

(1) 理工学研究科（理学系）共通科目（別表1）

1) 理学特別研究

理学特別研究では、特定の研究テーマに基づき、指導教員のもとで研究を遂行するとともに、研究の内容・結果・解析法等のチェックを受け、修士論文の作成を行う。異なる専門分野の教員が協力して学生を指導する分野融合型の研究指導体制を基本とし、課題の発見・解決能力や研究基礎力の向上を図るとともに先端的な研究内容を理解し説明できる能力を身に付ける。

2) 理学特別演習

理学特別演習では、教員の指導によるセミナー形式の演習科目で、文献講読に基づく討議・発表を行い、プレゼンテーション能力を身に付ける。

(2) 大学院基盤教育科目（別表2）

大学院基盤教育科目では、知的財産、法令順守、研究倫理、情報セキュリティ、安全衛生管理を学ぶ。また、キャリアパスを形成し、職業意識を深め、さらに、国際性や国際化に対応した英語のコミュニケーション能力を身に付ける。

(3) 分野横断科目（別表3）

分野横断科目では、学際領域のトピックスをテーマとし、理工系人材に対して分野にかかわらず共通に求められる基盤的な素養、幅広い知識、多元的な視点・思考法を身に付ける。

(4) 分野専門科目（別表4-1, 4-2）

博士前期課程（理学系）には、数学、物理学、化学、生物学、地球科学、データサイエンスの6つの分野がある。分野専門科目では、本研究科開講科目の中から研究テーマに合わせて関連する分野の科目を履修し、高度な専門知識を修得する。

2-3 修了要件

研究科に2年以上在学し、以下に定められた履修基準を満たし、かつ、学位論文の審査及び最終試験に合格した者を、課程を修了した者と認める。

(1) 履修基準

修了に必要な最低修得単位数は、必修科目16単位、選択科目14単位の合計30単位である。それぞれの科目の授業科目区分に課される必要単位数は表のとおりである。

必選	授業科目区分	必要単位数
必修	理学特別研究	8
	理学特別演習	8
選択	大学院基盤教育科目	2
	分野横断科目	4
	分野専門科目	8
修了に必要な単位の総計		30

(2) 学位論文審査基準

- 1) 研究テーマの妥当性：研究テーマは、新規性、進歩性、有用性、独創性、レビューとしての価値、のいずれかを持っていること。
- 2) 情報収集能力：研究分野の動向を十分に把握し、研究の位置づけが明確であること。
- 3) 問題分析能力：合理的なデータ分析や議論に基づいて考察し、適切な結論が導かれていること。
- 4) 研究遂行能力：十分な調査、実験、計算等がなされ、それ等の結果が明確に示されていること。
- 5) 論文作成能力：論文の構成が適切で、記述が論理的であること。

(3) 最終試験審査基準

口述審査において研究内容を明確に説明し、質問に的確に答えられること。

3 学位の授与

理工学研究科博士前期課程（理学系）の修了要件を満たした者には、研究科委員会の議を経て、修士（理学）の学位が授与される。

4 履修上の注意

4-1 履修申請

(1) 研究計画

授業科目の決定に先立ち、4月末日（10月入学者は10月末日）までに1年間の研究計画書（様式1）を作成し、指導教員の承認を得て、学生センター理学部担当に提出すること。

(2) 履修計画

学生は、学期始めに履修科目について主指導教員と相談の上、履修する授業科目を決定すること。

(3) 履修手続き

履修したい授業科目を Web により登録し、主指導教員の承認を得た上で、所定の期間内に、履修届を学生センター理学部担当に提出すること。

- 1) 期間内に履修届を提出しない者は、履修を認めない。ただし、特別の事情がある場合に限り、当該担当教員の承認を受けた者について、履修を認めることがある。
- 2) 学生は、理学専攻で開講される全ての授業科目を履修することができる。

(4) 履修取消

履修申請した授業科目を、登録期間終了後に取り消す場合は、取消期間内に Web により手続きをしなければならない。所定の期日を過ぎた場合は原則取り消すことはできないので注意すること。

4-2 学位（修士）論文についての審査及び最終試験

- (1) 履修基準の授業科目を修得する見込みがつき、必要な研究指導を受けた学生は、学位論文を作成し、審査申請をすることができる。
- (2) 学位論文は、あらかじめ主指導教員の承認を受け、所定の期限までに提出すること。
- (3) 提出された論文は、2人の指導教員を含む3人の博士前期課程担当教員により理工学研究科学位審査細則に従って審査される。

4-3 単位認定・成績評価

(1) 単位認定

単位の認定は、試験、研究報告、平素の成績等によって行う。

(2) 成績評価

- 1) 成績の評価は、評定記号（S・A・B・C・F）で表し、S・A・B・Cを合格、Fを不合格とし、その配点基準は次のとおりとする。

S	90点～100点
A	80点～ 89点
B	70点～ 79点
C	60点～ 69点
F	0点～ 59点

- 2) 成績の評価は、学期末に行うものとする。
- 3) すでに評価を受けた成績の再評価は、原則行わない。
- 4) 成績評価について質問がある場合は、個別に授業担当教員に問い合わせることができる。なお、授業担当教員に問い合わせても成績評価に対して不明な点がある場合は、学生センター理学部担当を通して研究科長に質問書を提出することができる。質問書の提出は、原則として成績確認表配付日から次学期開始月の末日までとする。詳細は、学生センター理学部担当に確認すること。

4-4 単位の基準

授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

- (1) 講義・演習については、15時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 実験については、30時間の授業をもって1単位とする。

上記の基準によって科目を履修し、成績審査に合格した科目に対して単位を与える。

4-5 早期修了について

特に優れた研究業績を上げた者の在学期間については、1年以上在学すれば足りるものとする。ただし、選択科目14単位以上を修得し、必修科目については16単位と同等な理学特別研究と理学特別演習を修得しなければならない。課程修了の認定は、研究科委員会が行う。

4-6 単位修得の特例

- (1) 本学学士課程から大学院博士前期課程に入学した者のうち、学士課程在学中に大学院授業科目の受講を許可され、単位を修得した場合は、履修届の際に当該授業科目を申告することにより単位認定を受けることができる。
- (2) 他の大学院・研究科等において修得した単位は、協定に基づき、大学院基盤教育科目または分野横断科目の単位認定を受けることができる。

4-7 教育方法の特例

理工学研究科（理学系）では、社会人技術者、教育者、研究者等の受入にあたり、教育上、特に必要と認められる場合には、大学院設置基準第14条に定める教育方法の特例措置を実施している。

- (1) 授業は昼夜開講制とし、通常の授業等も履修できる。
- (2) 夜間は、平日の第11・12限（18:00～19:30）とし、休日は原則として、土曜日の第1・2限（8:50～10:20）～第7・8限（14:40～16:10）の間に行う。
- (3) 長期休業中に授業を受けることもできる。
- (4) 特例措置による履修を希望する者は、当該年度当初に、主指導教員の承認を得た上で、授業担当教員の許可を得るものとする。

5 学位（修士）論文審査の手引き

学位論文審査は，理工学研究科学位審査細則によって行われ、提出に関して以下のとおり設ける。その流れは別表5の図に示すとおりである。

学位論文等が指定された日時までに提出されない場合には受理されないので，時間的余裕をもって提出すること。

5-1 論文題目の提出

論文題目提出書（所定の様式）に記入し，学生センター理学部担当に提出すること。この際に，提出書類が不備である場合にはその場で訂正することになるので，必ず本人が持参すること。

提出期限（休日の場合には，その前日又は前々日とする。）

1) 後期（3月修了予定）提出の場合： 12月10日正午

2) 前期（9月修了予定）提出の場合： 6月10日正午

5-2 学位論文等の提出

学位論文等は，下記により提出すること。

(1) **提出期限**（休日の場合には，その前日又は前々日とする。）

1) 後期（3月修了予定）提出の場合： 2月10日正午

2) 前期（9月修了予定）提出の場合： 8月10日正午

(2) **提出先**

学位論文等は，学生センター理学部担当に提出すること。この際に，提出書類が不備である場合にはその場で訂正することになるので，必ず本人が持参すること。

(3) **提出物**

- | | |
|------------------------------------|-----|
| 1) 学位論文審査願（所定の様式） | 1 部 |
| ※英文の場合は和訳を（ ）を付して併記すること。 | |
| 2) 学位論文（和文又は英文） | 1 部 |
| 3) 学位論文概要（所定の様式）（和文） | 1 部 |
| 4) 英文要旨（任意の様式） | 1 部 |
| 5) 修士学位論文の公表および公表延期等に関する確認書（所定の様式） | 1 部 |

◆所定の様式は，理学部HPからダウンロード可能◆

山形大学理学部HP → 在学生のみなさんへ → 大学院生の方へ
→ 学位論文申請について：博士前期課程

5－3 公表に関する学位論文の提出

論文審査に合格した者は、公表に関する学位論文及び英文概要を、所定の期日までに自ら提出すること。

(1) 提出期限

- 1) 後期（3月修了予定）提出の場合： 3月中旬
 - 2) 前期（9月修了予定）提出の場合： 9月中旬
- ※詳しい日時については、主指導教員に確認すること。

(2) 提出物

- 1) 学位論文（全文）
 - 2) 英文概要
- 電子データで提出すること。
- ※提出方法の詳細については、主指導教員に確認すること。

6 教育職員免許状の取得について

理工学研究科の博士前期課程は、「教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則に定める免許状授与の所要の資格を得ることのできる課程」として認定されているので、「高等学校または中学校教諭一種免許状（数学・理科）授与の認定を受けている課程において所定の単位を修得している場合」は、本課程において修得した単位を加えて、高等学校または中学校教諭専修免許状（数学・理科）を取得することができる。

6-1 取得できる免許状の種類・教科

教科	免許状の種類	履修プログラム	履修プログラムで開講する科目
数学	中学校教諭専修免許状 高等学校教諭専修免許状	数学教育プログラム	1. 数学分野、データサイエンス分野で開講する分野専門科目のうち、指定された科目 2. 分野横断科目のうち、指定された科目 3. 理学特別演習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ（数学系）
理科	中学校教諭専修免許状 高等学校教諭専修免許状	理科教育プログラム	1. 物理学分野、化学分野、生物学分野、地球科学分野で開講する分野専門科目のうち、指定された科目 2. 分野横断科目のうち、指定された科目 3. 理学特別演習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ（理学系） 4. 大学院基盤科目のうち、指定された科目

備考（説明）

教科に対応する履修プログラム（数学については数学教育プログラム、理科については理科教育プログラム）で開講する科目から、6-2に示す所定の単位数を修得する。

6-2 免許状を得るための資格及び修得単位数

教育職員免許法

別表第1（第5条関係）抜粋

第一欄		第二欄	第三欄		
免許状の種類		基礎資格	大学において修得することを必要とする最低単位数		
			教科に関する科目	教職に関する科目	教科又は教職に関する科目
中学校教諭	専修免許状	修士の学位を有すること。	20	31	32
	一種免許状	学士の学位を有すること。	20	31	8
高等学校教諭	専修免許状	修士の学位を有すること。	20	23	40
	一種免許状	学士の学位を有すること。	20	23	16

備考（説明）

専修免許状に係る第三欄に定める「教科又は教職に関する科目」の単位数は、すでに学部において一種免許状を取得している者については、大学院の授業科目のうち、理学専攻の別表1，2，3，4-1，4-2の「教免科目」欄で示されている教科に関する科目から24単位以上を修得することにより充足される。

なお、一種免許状未取得者で大学院進学後に教職科目を履修して免許状を取得しようとする場合は、学生センター理学部担当に問い合わせること。

理学専攻授業科目一覧

別表 1

科目 区分	授業科目の名称	開講年次	単位数	教免科目
理工学研究科（理学系） 共通科目	理学特別演習Ⅰ（数学系）	1前	②	数
	理学特別演習Ⅰ（理学系）	1前	②	理
	理学特別演習Ⅱ（数学系）	1後	②	数
	理学特別演習Ⅱ（理学系）	1後	②	理
	理学特別演習Ⅲ（数学系）	2前	②	数
	理学特別演習Ⅲ（理学系）	2前	②	理
	理学特別演習Ⅳ（数学系）	2後	②	数
	理学特別演習Ⅳ（理学系）	2後	②	理
	理学特別研究Ⅰ	1前・後	④	
	理学特別研究Ⅱ	2前・後	④	

別表 2

科目 区分	授業科目の名称	開講年次	単位数	教免科目
大学院基盤教育科目	大学院生のキャリアデザイン	1前	1	
	知財と倫理	1	1	
	自然科学特論	1	2	理
	海外特別研修	1	1	
	インターンシップMC	1	2	
	キャリア・マネジメント	1	1	
	研究者としての基礎スキル	1	1	
	社会文化システム特論	1	1	
	生涯学習特論	1	2	
	Academic Skills : Scientific Presentations + Writing	1	1	
	先端医科学特論	1	2	
	食の未来を考える	1	1	

別表 3

科目 区分	授業科目の名称	開講年次	単位数	教免科目
分野横断科目	機器分析特論	1	2	
	統計科学特論	1	2	数
	物理実験学概論	1	2	理
	分子科学要論	1	2	
	先端化学トピックスⅠ	1	2	理
	科学英文作成技法	1	2	
	地球科学概論	1	2	
	理学特別講義A*	1	1	
	理学特別講義B*	1	1	

*印の科目は適宜開講される。

※単位数が○で囲まれている科目は必修科目を示す。

※「教免科目」欄の「理」及び「数」は、それぞれ教員免許教科「理科」及び「数学」の教科に関する科目を示す。

別表 4-1

科目区分		授業科目の名称	開講年次	単位数	教免科目
分野専門科目	(数学分野)	数学要論A	1	2	数
		数学要論B	1	2	数
		数学要論C	1	2	
		代数学特論	1	2	数
		幾何学特論	1	2	数
		解析学特論	1	2	数
		数理学特論	1	2	数
		数学特別講義A*	1	2	
		数学特別講義B*	1	2	
		数学特別講義C*	1	1	
		数学特別講義D*	1	1	
		(物理学分野)	場の量子論	1	2
	原子核物理学		1	2	理
	固体物理学Ⅰ		1	2	理
	宇宙物理学Ⅰ		1	2	理
	素粒子物理学		1	2	理
	固体物理学Ⅱ		1	2	理
	宇宙物理学Ⅱ		1	2	理
	物理学特別講義A*		1	1	
	物理学特別講義B*		1	1	
	物理学特別講義C*		1	1	
	物理学特別講義D*		1	1	
	(化学分野)		無機化学特論	1	2
		分析化学特論	1	2	理
		有機化学特論	1	2	理
		物理化学特論	1	2	理
		生物化学特論	1	2	理
		先端化学トピックスⅡ	1	2	理
		先端化学トピックスⅢ	1	2	理
		化学特別講義A*	1	1	
		化学特別講義B*	1	1	
		化学特別講義C*	1	1	
		化学特別講義D*	1	1	

*印の科目は適宜開講される。

※「教免科目」欄の「理」及び「数」は、それぞれ教員免許教科「理科」及び「数学」の教科に関する科目を示す。

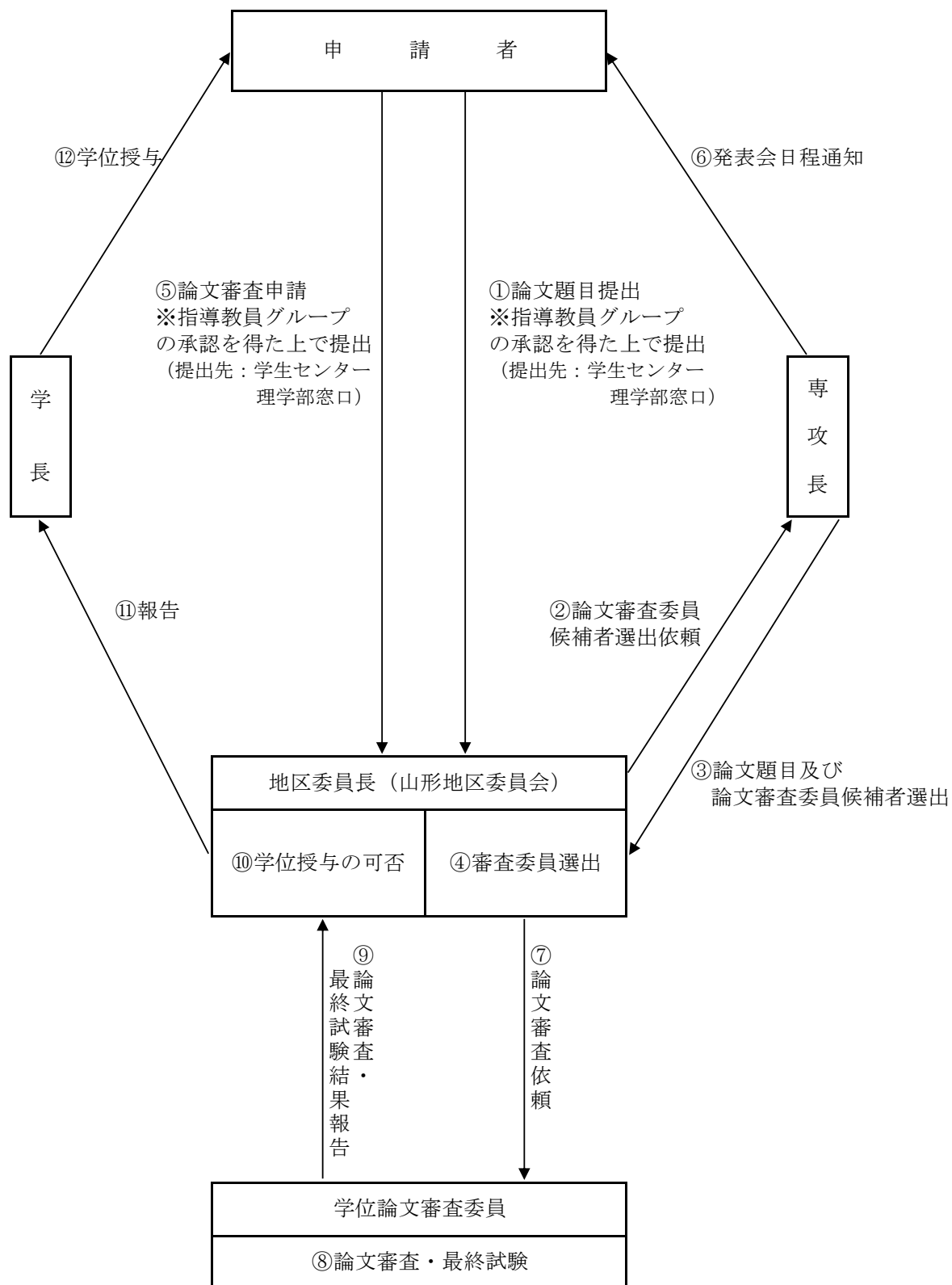
別表 4-2

科目 区分		授業科目の名称	開講年次	単位数	教免科目
分野 専門科目	(生物学分野)	植物生理学特論	1	2	理
		植物細胞生理学特論	1	2	理
		発生生物学特論	1	2	理
		動物生理生化学特論	1	2	理
		進化学特論	1	2	理
		栄養生理学	1	2	理
		分子遺伝学特論	1	2	理
		生態学特論	1	2	理
		生物学特別講義A*	1	2	
		生物学特別講義B*	1	2	
		生物学特別講義C*	1	2	
		生物学特別講義D*	1	2	
		(地球科学分野)	地球史科学特論Ⅰ	1	2
	地球史科学特論Ⅱ		1	2	
	地球物質科学特論Ⅰ		1	2	理
	地球物質科学特論Ⅱ		1	2	
	固体地球科学特論Ⅰ		1	2	理
	固体地球科学特論Ⅱ		1	2	
	物質循環科学特論Ⅰ		1	2	理
	物質循環科学特論Ⅱ		1	2	
	地球科学巡検		1	2	理
	地球科学特別講義A*		1	1	
	地球科学特別講義B*		1	1	
	地球科学特別講義C*		1	1	
	地球科学特別講義D*		1	1	
	(データサイエンス分野)	情報数理特論	1	2	数
		情報数理要論	1	2	数
		情報科学特論	1	2	数
		応用数理特論	1	2	数
		情報数学特論	1	2	数
		最適化特論	1	2	数
		データサイエンス特別講義A*	1	2	
		データサイエンス特別講義B*	1	2	
		データサイエンス特別講義C*	1	1	
		データサイエンス特別講義D*	1	1	

*印の科目は適宜開講される。

※「教免科目」欄の「理」及び「数」は、それぞれ教員免許教科「理科」及び「数学」の教科に関する科目を示す。

別表5 学位（修士）論文審査の流れ



VI 学 生 心 得

VII 山形大学理学部及び大学院理工学研究科 （理学系）における試験等の不正行為の 取扱いに関するガイドライン

VIII 諸 規 則

- 1 山形大学大学院規則（抄）
- 2 山形大学学位規程（抄）
- 3 山形大学大学院長期履修学生に関する規程（抄）
- 4 山形大学大学院理工学研究科長期履修学生に関する内規
- 5 山形大学大学院理工学研究科学位審査細則（抄）

Ⅵ 学 生 心 得

1 掲 示

- ① 講義関係, 就職関係, 学生一般周知は, 理学部 2 号館東側玄関内掲示板に掲示します。
- ② 呼び出し等は, 理学部 1 号館玄関内又は理学部 2 号館東側玄関内掲示板に掲示します。

2 諸証明書

(在学証明書, 成績証明書, 修了見込証明書, 修了証明書, 教員免許状取得見込証明書, 健康診断書)

在学証明書, 成績証明書(博士前期課程), 修了見込証明書, 教員免許取得見込証明書, 健康診断書については, 基盤教育 1 号館学生多目的室に設置してある証明書自動発行機を利用してください。

成績証明書(博士後期課程), 修了証明書については, 学生センター学務担当に備え付けの証明書発行申込書に必要事項を記入し, 申し込んでください。

発行は申込みをした 4 日後となります。

なお, 前述以外の証明書等(調査書等)を必要とする者は, 書類締切日の 2 週間前までに学生センター学務担当に申し込んでください。

3 旅客運賃割引証

基盤教育 1 号館学生多目的室に設置してある証明書自動発行機を利用してください。発行枚数は年間 10 枚なので計画的に使用してください。

一回の発行枚数は 4 枚までです。

4 諸 願

休学, 復学, 退学の事由が発生した場合は, 直ちに学生センター理学部担当に連絡し所定の用紙に必要事項を記入して提出してください。特に, 奨学生である者に前述の事由が発生した場合は, 特別な手続きが必要となるので注意してください。

また, 休学している者が, 休学期間が満了した場合には, 復学しなければなりません。

なお, この場合は, 復学の願い出は不要です。

5 学外調査活動等届について

個人又はグループ等で調査等(例: 修論研究等での標本採集)を行う場合は, 予め学生センター理学部担当に備え付けの届出用紙に記入し, 同担当に提出してください。

6 窓口受付時間

各窓口の受付時間は, 8 時 30 分から 17 時までです。

7 授業料納付

授業料の納付については, 事故防止, 納入の利便性を図る等の理由から, 公共料金等の自動振替と同じように, 本学が指定する銀行が, 学生(又は保護者等)の預金口座から自動引き落としを行い, 大学に納入する「口座振替」を採っています。

まだ授業料の「口座振替」の手続きが済んでいない場合は学生センター総務課で所定の届出用紙を受け取り, 速やかに手続きをしてください。

8 欠席届について

忌引きや病欠, 各種実習, インターンシップ, 大会参加等で授業を欠席する場合, 教員に欠席の理由を届け出るための「欠席届」の様式があります。必要な方は, 学生センターの理学部担当窓口や理学部ホームページから取得し, 活用してください。

ただし, この「欠席届」はあくまで欠席の理由を教員に知らせるためのものであり, 必ずしも出席扱いされるものではないため, ご留意ください。

Ⅶ 山形大学理学部及び大学院理工学研究科（理学系）における 試験等の不正行為の取扱いに関するガイドライン

平成23年12月22日教授会

平成25年2月21日教授会一部改正

平成29年2月16日理工学研究科博士前期課程山形地区委員会一部改正

1 目的

このガイドラインは、山形大学理学部及び大学院理工学研究科（理学系）における単位認定に関わる重要な試験（以下「単位認定試験」という。）並びにそれ以外の小テスト、レポート、その他の各種試験及び授業（以下「小テスト等」という。）における不正行為を未然に防止し、山形大学学生の懲戒に関する規程（以下「懲戒規程」という。）に基づき、不正行為が判明した場合の取扱いを定め、公平で適正な教育環境を維持することを目的とする。

2 不正行為の未然防止

試験監督者又は担当教員（以下「試験監督者等」という。）は、単位認定試験及び小テスト等の実施に当たり、許可する行為及び禁止する行為を事前に指示し、学生の不正行為防止意識の啓発を図るとともに、次の不正行為の未然防止に努めなければならない。

- (1) カンニングをすること。（カンニングペーパー・参考書・他の受験者の答案等を見ること、他の人から答えを教わることなど。）
- (2) 使用を許可された以外のものが机の上や中にあること。（携帯電話、スマートフォン、腕時計型端末等の電子機器類を含む。）
- (3) 使用を許可された以外のものを所持・携行していること。
- (4) 代理受験
- (5) 答案の交換
- (6) 使用を許可された参考書等の貸借
- (7) 自身や他の受験者を利するような虚偽の申告
- (8) 試験監督者等の指示に従わない行為
- (9) その他学問上一切の不正に当たる行為

3 不正行為に対する措置

不正行為を行った学生は、次により措置する。

(1) 単位認定試験

ア 懲戒処分

無期停学を標準とし、当該不正行為の悪質性、重大性等により加重軽減する。

イ 教務上の措置

停学処分を受けた者の当該科目は不合格（評点:0点）とし、それ以外の当該学期の履修登録科目はすべて履修取消とする。

(2) 小テスト等

ア 懲戒処分に準ずる措置

懲戒規程第4条に基づき、学部長（大学院学生にあつては研究科長）による厳重注意（口頭又は文書）とする。

イ 教務上の措置

当該不正行為の悪質性、重大性等により、次のいずれかとする。

- ① 当該小テスト等を無得点とする。
- ② 当該科目を不合格（評点:0点）とする。

4 準用

小テスト等の内容及び位置付けが単位認定試験と同等又は準ずるもので、事前にその旨を学生に十分周知し当該小テスト等を実施した場合における不正行為については、単位認定試験と同等に取り扱う。

5 その他

このガイドラインによりがたい場合は、懲戒規程に基づき、学部長が判断する。

1 山形大学大学院規則（抄）

（昭和 39 年 4 月 1 日）

目次

第 1 章	総則(第 1 条・第 1 条の 2)
第 2 章	標準修業年限(第 2 条・第 3 条)
第 3 章	入学, 進学, 休学, 退学等(第 4 条―第 11 条)
第 4 章	教育方法等(第 12 条―第 17 条)
第 5 章	教育職員免許(第 18 条)
第 6 章	課程修了の要件及び学位の授与(第 19 条―第 23 条)
第 7 章	科目等履修生, 研究生, 特別聴講学生, 特別研究学生及び外国人留学生(第 24 条―第 28 条)
第 8 章	検定料, 入学料, 授業料及び寄宿料(第 29 条)
第 9 章	岩手大学大学院連合農学研究科における教育研究の実施(第 30 条)
第 10 章	雑則(第 31 条)
附則	

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この規則は、国立大学法人山形大学及び山形大学基本組織規則第 25 条第 3 項の規定に基づき、山形大学大学院(以下「本大学院」という。)における教育の実施について必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第 1 条の 2 本大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究め、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする。

2 各研究科の目的、課程・専攻及び収容定員は、次のとおりとする。

研究科	目的	課程・専攻	入学 定員	収容 定員
(省 略)		博士前期課程		
理工学研究科	種々の分野で先端科学技術を将来にわたり維持し発展させるために、広範な基礎学力に基づいた高度の専門知識と能力を備えた、柔軟で独創性豊かな科学者及び技術者の養成を目的とする。	理学専攻	53	106
		物質化学工学専攻	38	76
		バイオ化学工学専攻	28	56
		応用生命システム工学専攻	23	46
		情報科学専攻	28	56
		電気電子工学専攻	34	68
		機械システム工学専攻	50	100
		ものづくり技術経営学専攻	10	20
		小計	264	528

(省 略)		博士後期課程		
		地球共生圏科学専攻	5	15
		物質化学工学専攻	3	9
		バイオ工学専攻	4	12
		電子情報工学専攻	4	12
		機械システム工学専攻	3	9
		ものづくり技術経営学専攻	2	6
		小計	21	63
		計	285	591

備 博士課程(医学系研究科医学専攻を除く。)は、これを前期2年の課程(以下「博士前期課程」考 という。)及び後期3年の課程(以下「博士後期課程」という。)に区分し、博士前期課程は、これを修士課程として取り扱う。

第2章 標準修業年限

(標準修業年限)

第2条 修士課程及び専門職学位課程の標準修業年限は、2年とする。

2 医学系研究科看護学専攻及び先進的医科学専攻、理工学研究科並びに有機材料システム研究科の博士課程の標準修業年限は、5年とし、博士前期課程の標準修業年限は2年、博士後期課程の標準修業年限は、3年とする。

3 医学系研究科医学専攻博士課程の標準修業年限は、4年とする。

4 在学期間は、標準修業年限の2倍の年数を超えることができない。

(長期履修学生)

第3条 学生が、職業を有している等の事情により前条に規定する標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し課程を修了することを希望する場合は、研究科長が許可する。

2 長期にわたる教育課程の履修に関し必要な事項は、別に定める。

第3章 入学、進学、休学、退学等

(入学等)

第4条 入学、進学、休学、退学等は、国立大学法人山形大学及び山形大学基本組織規則第26条に規定する研究科委員会(以下「委員会」という。)の意見を聴いた上で、学長が許可する。

(入学の時期)

第5条 入学の時期は、毎年4月とする。

2 学年の途中においても、学期の区分に従い、入学させることがある。

(修士課程、博士前期課程及び専門職学位課程の入学資格)

第6条 修士課程及び博士前期課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第83条第1項に定める大学(以下「大学」という。)を卒業した者

(2) 学校教育法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者

(3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者

- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了した者
 - (5) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
 - (6) 外国の大学その他の外国の学校(その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価をうけたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。)において、修業年限が 3 年以上である課程を修了すること(当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。)により、学士の学位に相当する学位を授与された者
 - (7) 専修学校の専門課程(修業年限が 4 年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
 - (8) 文部科学大臣の指定した者(昭和 28 年文部省告示第 5 号)
 - (9) 大学に 3 年以上在学し、又は外国において学校教育における 15 年の課程を修了し、研究科において、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認めた者
 - (10) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における 15 年の課程を修了し、研究科において、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認めた者
 - (11) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における 15 年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、研究科において、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認めた者
 - (12) 研究科において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22 歳に達したもの
- 2 専門職学位課程に入学することのできる者は、教育職員免許法(昭和 24 年法律第 147 号)に定める免許状を有し、かつ、前項各号のいずれかに該当する者とする。

(博士後期課程の入学資格)

第 7 条 博士後期課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 修士の学位又は専門職学位を有する者
- (2) 外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (5) 国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法(昭和 51 年法律第 72 号)第 1 条第 2 項に規定する 1972 年 12 月 11 日の国際連合総会決議に基づき設立

された国際連合大学(以下「国際連合大学」という。)の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者

- (6) 外国の学校、第4号の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、第19条第3項に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者
- (7) 文部科学大臣の指定した者(平成元年文部省告示第118号)
- (8) 研究科において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達したもの
(医学系研究科医学専攻博士課程の入学資格)

第8条 医学系研究科医学専攻博士課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学の医学科、歯学科又は修業年限が6年の課程の薬学科若しくは獣医学科を卒業した者
- (2) 学校教育法第104条第4項の規定により医学、歯学、薬学又は獣医学を専攻分野とする学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における18年の課程を修了し、その最終の課程が医学、歯学、薬学又は獣医学であった者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における18年の課程を修了し、その最終の課程が医学、歯学、薬学又は獣医学であった者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における18年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、その最終の課程が医学、歯学、薬学又は獣医学であった者
- (6) 外国の大学その他の外国の学校(その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価をうけたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。)において、修業年限が5年以上である課程を修了すること(当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。)により、学士の学位に相当する学位を授与された者
- (7) 文部科学大臣の指定した者(昭和30年文部省告示第39号)
- (8) 大学(医学、歯学又は修業年限が6年の課程の薬学若しくは獣医学を履修する課程に限る。)に4年以上在学し、又は外国において学校教育における16年の課程(医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程を含むものに限る。)を修了し、研究科において、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認めた者
- (9) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程(医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程を含むものに限る。)を修了し、研究科において、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認めた者
- (10) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程(医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程を含むものに限る。)を修了したとされるもの

に限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、研究科において、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認めた者

- (11) 研究科において、個別の入学資格審査により、大学の医学科、歯学科又は修業年限が6年の課程の薬学科若しくは獣医学科を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達したもの

(入学者選抜)

第9条 入学者については、選抜を行う。

- 2 入学者の選抜については、別に定めるところによる。

(博士後期課程への進学)

第9条の2 修士課程、博士前期課程又は専門職学位課程を修了し、引き続き博士後期課程に進学を志願する者については、選考の上、進学を許可する。

- 2 第13条の2に規定する博士課程教育リーディングプログラムを選択している者で、博士前期課程に2年以上在学し、引き続き博士後期課程に進学する者については、選考の上、進学を許可する。ただし、在学期間に関しては、当該研究科が定めた要件を満たした者については、当該課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

(休学)

第10条 休学期間は通算して、修士課程、博士前期課程及び専門職学位課程にあつては2年を、博士後期課程にあつては3年を、医学系研究科医学専攻博士課程にあつては4年を超えることはできない。

(留学)

第11条 本大学院と協定を締結している外国の大学院又はこれに相当する教育研究機関に留学しようとする者は、願い出なければならない。

- 2 留学期間は、在学期間に算入する。
3 第1項に規定する外国の大学院又はこれに相当する教育研究機関との交流協定に基づく留学生の派遣に関する必要な事項は、別に定める。

第4章 教育方法等

(教育方法)

第12条 本大学院(専門職学位課程を除く。)における教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導(以下「研究指導」という。)により行う。

- 2 専門職学位課程における教育は、授業科目の授業により行う。この場合において、専門職学位課程は、その目的を達成し得る実践的な教育を行うよう専攻分野に応じ事例研究、現地調査又は双方向若しくは多方向に行われる討論若しくは質疑応答その他の適切な方法により授業を行うなど適切に配慮するものとする。

(履修方法等)

第13条 各研究科における授業科目の内容及び単位数、履修方法等については、当該研究科において定める。

(博士課程教育リーディングプログラム)

第13条の2 優秀な学生を俯瞰力と独創力を備え広く産学官にわたりグローバルに活躍するリーダーへと導くため、博士前期課程から博士後期課程までの一貫した教育を行う特別な教育プログラムとして、博士課程教育リーディングプログラムを履修させることができる。

2 博士課程教育リーディングプログラムにおける授業科目の内容及び単位数、履修方法等については、当該研究科において定める。

(他の大学院における履修等)

第14条 教育上有益と認めるとき、研究科長は、他の大学院との協定に基づき、学生が当該大学院において履修した授業科目について修得した単位を、本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、第11条に規定する留学の場合に準用する。

3 前2項の規定により修得したものとみなすことができる単位数は、合わせて10単位を超えないものとする。

4 前項の規定にかかわらず、専門職学位課程にあっては、第22条第1項に規定する修了要件として定める単位数の2分の1を超えないものとする。

(入学前の既修得単位の認定)

第15条 教育上有益と認めるとき、研究科長は、学生が本大学院に入学する前に本大学院又は他の大学院において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を、本大学院に入学した後の本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により修得したものとみなすことができる単位数は、転入学及び再入学の場合を除き、本大学院において修得した単位以外のものについては、10単位を超えないものとする。

3 前項の規定にかかわらず、専門職学位課程にあっては、転入学及び再入学の場合を除き、本大学院において修得した単位以外のものについては、前条の規定により本大学院において修得したものとみなす単位数及び第22条第2項の規定により免除する単位数と合わせて、第22条第1項に規定する修了要件として定める単位数の2分の1を超えないものとする。

(他の大学院等における研究指導)

第16条 教育上有益と認めるとき、研究科長は、他の大学院又は研究所等とあらかじめ協議の上、学生が当該大学院又は研究所等において必要な研究指導を受けることを認めることができる。ただし、修士課程及び博士前期課程の学生について認める場合には、当該研究指導を受ける期間は、1年を超えないものとする。

2 前項の研究指導を受けようとする者は、研究科長の許可を得なければならない。

3 第1項の規定による研究指導は、課程の修了の要件となる研究指導として認定することができる。

(教育方法の特例)

第17条 教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

第5章 教育職員免許

(教育職員免許)

第18条 教育職員の免許状を受けようとするときは、教育職員免許法及び同法施行規則(昭和29年文部省令第26号)に定める所要の単位を修得しなければならない。

- 2 本大学院の研究科の専攻において、取得できる教育職員の免許状の種類及び教科は、別表のとおりとする。

第6章 課程修了の要件及び学位の授与

(修士課程及び博士前期課程の修了要件)

第19条 修士課程及び博士前期課程の修了の要件は、当該課程に2年以上在学し、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び最終試験に合格することとする。

ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、当該課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

- 2 前項の場合において、研究科が当該課程の目的に応じ適当と認めるときは、特定の課題についての研究の成果の審査をもって修士論文の審査に代えることができる。
- 3 博士前期課程の修了の要件は、当該博士課程の目的を達成するために必要と認められる場合には、前2項に規定する研究科の行う修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格することに代えて、研究科が行う次に掲げる試験及び審査に合格することとすることができる。

(1) 専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力並びに当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養であって当該前期課程において修得し、又は涵養すべきものについての試験

(2) 博士論文に係る研究を主体的に遂行するために必要な能力であって当該前期課程において修得すべきものについての審査

(博士後期課程の修了要件)

第20条 博士後期課程の修了の要件は、当該課程に3年以上在学し、研究科が定める所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。

ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、当該課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

- 2 大学院設置基準(昭和49年文部省令第28号)第16条第1項ただし書の規定による在学期間をもって修士課程又は博士前期課程を修了した者については、前項ただし書中「1年」とあるのは「博士後期課程の標準修業年限3年から修士課程又は博士前期課程における在学期間を減じた期間」と読み替えて、同項の規定を適用する。

(医学系研究科医学専攻博士課程の修了要件)

第21条 医学系研究科医学専攻博士課程の修了の要件は、当該課程に4年以上在学し、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、当該課程に3年以上在学すれば足りるものとする。

(専門職学位課程の修了要件)

第22条 専門職学位課程の修了の要件は、当該課程に2年以上在学し、研究科が定める授業科目について、45単位以上を修得することとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、専門職学位課程において、教育上有益と認めるときは、入学する前の小学校等の教員としての実務経験を有する者について、10単位を超えない範囲で、前項に規定する修了要件単位数を免除することがある。

(学位)

第23条 第19条から前条までの規定により課程修了の認定を得た者に、学位を与える。

2 学位に関し必要な事項は、別に定める。

第7章 科目等履修生、研究生、特別聴講学生、特別研究学生及び外国人留学生

(科目等履修生)

第24条 本大学院の学生以外の者で、本大学院が開設する一又は複数の授業科目を履修しようとする者があるときは、授業及び研究に妨げのない限り、選考の上、科目等履修生として入学を許可し、単位を与えることができる。

2 科目等履修生に関し必要な事項は、別に定める。

(研究生)

第25条 本大学院において、専門事項について更に攻究しようとする者があるときは、授業及び研究の妨げのない限り、選考の上、研究生として入学を許可する。

2 研究生に関し必要な事項は、別に定める。

(特別聴講学生)

第26条 本大学院との協定による他の大学院の学生で、本大学院の特定の授業科目を履修しようとする者があるときは、委員会の意見を聴いた上で、学長が特別聴講学生として許可する。

2 特別聴講学生については、山形大学(以下「本学」という。)の諸規則中、学生に関する規定を準用する。

3 第1項に規定する外国の大学院との交流協定に基づく留学生受入れに関する必要な事項は、別に定める。

(特別研究学生)

第27条 他の大学院の学生で、本大学院において研究指導を受けようとする者があるときは、あらかじめ他大学院との協議の上、研究科長が特別研究学生として許可する。

2 特別研究学生に関し必要な事項は、別に定める。

(外国人留学生)

第28条 外国人で大学において教育を受ける目的をもって入国し、本大学院に入学を志願する者があるときは、選考の上、外国人留学生として入学を許可する。

2 外国人留学生に関し必要な事項は、別に定める。

第8章 検定料、入学料、授業料及び寄宿料

(検定料等の額)

第29条 検定料、入学料、授業料及び寄宿料の額は、国立大学法人山形大学における授業料その他の費用に関する規程の定めるところによる。

2 前項の規定にかかわらず、科目等履修生及び研究生については検定料、入学料及び授業料を、特別聴講学生及び特別研究学生については授業料を、協定の定めるところにより、徴収しないことができる。

第9章 岩手大学大学院連合農学研究科における教育研究の実施

(連合大学院)

第30条 岩手大学大学院に設置される連合農学研究科の教育研究の実施に当たっては、本学は、帯広畜産大学、弘前大学及び岩手大学とともに協力するものとする。

- 2 前項の連合農学研究科に置かれる連合講座は、帯広畜産大学畜産学部、弘前大学農学生命科学部及び遺伝子実験施設並びに岩手大学農学部の教員とともに、山形大学学術研究院規程第8条第1項に基づく主担当教員として本学農学部に配置された教員がこれを担当するものとする。

第10章 雑則

(学部規則の準用)

第31条 この規則に定められていない事項については、山形大学学部規則を準用する。この場合において、「学部教授会」とあるのは「研究科委員会」と、「学部長」とあるのは「研究科長」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、昭和39年4月1日から施行する。

(省 略)

附 則(平成29年1月23日)

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 医学系研究科博士前期課程及び博士後期課程の生命環境医科学専攻並びに理工学研究科博士前期課程の数理科学専攻、物理学専攻、物質生命化学専攻、生物学専攻及び地球環境学専攻は、改正後の山形大学大学院規則（以下「規則」という。）第1条の2第2項の規定にかかわらず、平成29年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 3 前項の専攻において取得できる教育職員の免許状の種類及び教科は、規則第18条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 規則第1条の2第2項の規定にかかわらず、平成29年度から平成31年度までの医学系研究科及び理工学研究科博士前期課程の各専攻の収容定員は、次のとおりとする。

研究科・専攻	平成29年度収容定員	平成30年度収容定員
(省 略)		
理工学研究科		
博士前期課程		
数理科学専攻	11	0
物理学専攻	12	0
物質生命化学専攻	13	0
生物学専攻	9	0
地球環境学専攻	8	0
理学専攻	53	106

物質化学工学専攻	76	
バイオ化学工学専攻	56	
応用生命システム工学専攻	46	
情報科学専攻	56	
電気電子工学専攻	68	
機械システム工学専攻	100	
ものづくり技術経営学専攻	20	
小計	528	

別表

研究科	専攻	免許状の種類	教科
社会文化システム研究科	文化システム専攻	中学校教諭 専修免許状	国語，社会，英語
		高等学校教諭 専修免許状	国語，地理歴史，公民，英語
	社会システム専攻	中学校教諭 専修免許状	社会
		高等学校教諭 専修免許状	公民
地域教育文化研究科	文化創造専攻	中学校教諭 専修免許状	音楽，美術，保健体育
		高等学校教諭 専修免許状	音楽，美術，工芸，保健体育
理工学研究科	理学専攻	中学校教諭 専修免許状	数学，理科
		高等学校教諭 専修免許状	数学，理科
	物質化学工学専攻	高等学校教諭 専修免許状	理科，工業
	バイオ化学工学専攻	高等学校教諭 専修免許状	理科
	応用生命システム工学専攻	高等学校教諭	工業
		専修免許状	
	情報科学専攻	高等学校教諭 専修免許状	情報，工業
	電気電子工学専攻 機械システム工学専攻	高等学校教諭 専修免許状	工業
農学研究科	生物生産額専攻	高等学校教諭 専修免許状	
	生物資源学専攻		
	生物環境学専攻		

教育実践研究科	教職実践専攻	幼稚園教諭 専修免許状	
		小学校教諭 専修免許状	
		中学校教諭 専修免許状	国語，社会，数学，理科，音楽，美術，保健 体育，保健，技術，家庭，英語
		高等学校教諭 専修免許状	国語，地理歴史，公民，数学，理科，音楽， 美術，工芸，保健体育，保健，工業，家庭， 英語
		特別支援学校教 諭専修免許状 (知的障害者に 関する教育の領 域) (肢体不自由者 に関する教育の 領域) (病弱者に関す る教育の領域)	

2 山形大学学位規程（抄）

（昭和 54 年 4 月 21 日全部改正）

目次

- 第 1 章 総則(第 1 条—第 4 条)
- 第 2 章 学士の学位授与(第 5 条・第 6 条)
- 第 3 章 修士の学位授与(第 7 条—第 16 条)
- 第 4 章 博士の学位授与
 - 第 1 節 課程による博士(第 17 条—第 26 条)
 - 第 2 節 論文審査等による博士(第 27 条—第 38 条)
- 第 5 章 教職修士(専門職)の学位授与(第 39 条—第 42 条)
- 第 6 章 雑則(第 43 条—第 48 条)
- 附則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この規程は、学位規則(昭和 28 年文部省令第 9 号。以下「省令」という。)第 13 条第 1 項、山形大学学部規則第 39 条第 2 項及び山形大学大学院規則(以下「大学院規則」という。)第 23 条第 2 項の規定に基づき、山形大学(以下「本学」という。)が授与する学位について必要な事項を定めるものとする。
(学位の種類)

第 2 条 本学において授与する学位は、学士、修士、博士及び教職修士(専門職)とする。
(専攻分野の名称)

第 3 条 学位に付記する専攻分野の名称は、別表のとおりとする。
(学位の名称)

第 4 条 本学の学位を授与された者が学位の名称を用いるときは、「山形大学」と付記するものとする。

第 2 章 学士の学位授与

（学士の学位授与の要件）

第 5 条 学士の学位は、本学を卒業した者に授与する。
(学位の授与)

第 6 条 学長は、卒業を認定した者に所定の学位記を交付して学士の学位を授与する。

第 3 章 修士の学位授与

（修士の学位授与の要件）

第 7 条 修士の学位は、本学大学院修士課程又は博士前期課程(以下「修士課程」という。)を修了した者に授与する。

（修士に係る学位論文の提出）

第 8 条 修士の学位論文は、当該学位論文の提出者が所属する研究科の研究科長に提出するものとする。

2 前項の提出する学位論文は、1 編とする。ただし、参考として他の論文を添付することができる。

- 3 審査のため必要があるときは、学位論文の提出者に対して当該論文の訳本、模型又は標本等の資料を提出させることができる。

(学位論文の返付)

第9条 前条の規定により受理した学位論文は、いかなる事情があっても返付しない。

第10条 削除

(審査委員)

第11条 研究科長は、第8条の規定による学位論文を受理したときは、論文内容に関連する科目の教授の中から3人以上の審査委員を選出し、論文の審査及び最終試験を行うものとする。ただし、必要があるときは、山形大学学術研究院規程第8条第1項に基づく主担当教員として当該研究科に配置された教授以外の教員を審査委員に選ぶことができる。

- 2 研究科長は、学位論文の審査に当たって必要があるときは、山形大学学術研究院規程第8条第1項に基づく主担当教員として本学大学院の他の研究科に配置された教員又は他の大学院若しくは研究所等の教員等を審査委員に加えることができる。

(最終試験)

第12条 修士の学位論文の提出者に課す最終試験は、学位論文の審査が終った後、当該学位論文を中心として、これに関連のある事項について口頭又は筆答により行う。

(審査委員の報告)

第13条 審査委員は、学位論文の審査及び最終試験を終了したときは、直ちにその結果を文書をもって研究科長に報告しなければならない。

(研究科委員会の意見聴取)

第14条 研究科長は、大学院規則第19条の規定に基づき、修士の学位を授与すべきか否かについて、研究科委員会から意見を聴取するものとする。

(学長への報告)

第15条 研究科長は、修士課程の修了を認定しようとする者について、学長に報告しなければならない。

- 2 学長は、前項の報告に疑義があるときは、理由を付して研究科長に再審査を求めることができる。
この場合において、当該研究科長は、再審査を行い、その結果を遅滞なく学長に報告しなければならない。(学位の授与)

第16条 学長は、修士課程の修了を認定した者に所定の学位記を交付して修士の学位を授与する。

第4章 博士の学位授与

第1節 課程による博士

(博士の学位授与の要件)

第17条 博士の学位は、本学大学院博士課程を修了した者に授与する。

(課程による博士に係る学位論文の提出)

第18条 課程による博士の学位論文は、当該学位論文の提出者が所属する研究科の研究科長に提出するものとする。

- 2 前項の提出する学位論文は、1編とする。ただし、参考として他の論文を添付することができる。
3 審査のため必要があるときは、学位論文の提出者に対して当該論文の訳本、模型又は標本等の資料を提出させることができる。

(学位論文の返付)

第19条 前条の規定により受理した学位論文は、いかなる事情があっても返付しない。

第20条 削除

(審査委員)

第21条 研究科長は、第18条の規定による学位論文を受理したときは、論文内容に関連する科目の教授の中から3人以上の審査委員を選出し、論文の審査及び最終試験を行うものとする。ただし、必要があるときは、山形大学学術研究院規程第8条第1項に基づく主担当教員として当該研究科に配置された教授以外の教員を審査委員に選ぶことができる。

2 研究科長は、学位論文の審査に当たって必要があるときは、山形大学学術研究院規程第8条第1項に基づく主担当教員として本学大学院の他の研究科に配置された教員又は他の大学院若しくは研究所等の教員等を審査委員に加えることができる。

(最終試験)

第22条 課程による博士の学位論文の提出者に課す最終試験は、学位論文の審査が終わった後、当該学位論文を中心として、これに関連のある事項について口頭又は筆答により行う。

(審査委員の報告)

第23条 審査委員は、学位論文の審査及び最終試験を終了したときは、直ちにその結果を文書をもって研究科長に報告しなければならない。

(研究科委員会の意見聴取)

第24条 研究科長は、大学院規則第20条又は第21条の規定に基づき、博士の学位を授与すべきか否かについて、研究科委員会から意見を聴取するものとする。

(学長への報告)

第25条 研究科長は、博士課程の修了を認定しようとする者について、学位論文の審査要旨及び最終試験の結果を文書をもって学長に報告しなければならない。

2 学長は、前項の報告に疑義があるときは、理由を付して研究科長に再審査を求めることができる。この場合において、当該研究科長は、再審査を行い、その結果を遅滞なく学長に報告しなければならない。

(学位の授与)

第26条 学長は、博士課程の修了を認定した者に所定の学位記を交付して博士の学位を授与する。

第2節 論文審査等による博士

(論文審査等による博士の学位)

第27条 第17条の規定によるもののほか、博士の学位は、博士課程を経ない者であっても本学に学位論文を提出してその審査に合格し、かつ、本学大学院博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認された者にも授与することができる。

(論文による学位授与の申請)

第28条 前条の規定により博士の学位の授与を申請する者は、学位申請書(別記様式1)に学位論文、論文目録、論文内容の要旨、履歴書及び学位論文審査手数料を添え、研究科長を経て学長に提出しなければならない。

2 前項の場合において、本学大学院博士課程(医学系研究科先進的医科学専攻及び看護学専攻、理工学研究科並びに有機材料システム研究科にあつては博士後期課程)に標準修業年限以上在学し所定の単位を修得して退学した者が、退学後1年以内に学位論文を提出した場合には、学位論文審査手数料は免除する。

3 第1項の提出する学位論文は、1編とする。ただし、参考として他の論文を添付することができる。

4 審査のため必要があるときは、学位論文の提出者に対して当該論文の訳本、模型又は標本等の資料を提出させることができる。

5 第1項の学位論文審査手数料の額は、山形大学における授業料その他の費用に関する規程の定めるところによる。

(学位論文及び学位論文審査手数料の返付)

第29条 前条の規定により受理した学位論文及び収納した学位論文審査手数料は、いかなる事情があっても返付しない。

第30条 削除

(審査委員)

第31条 研究科長は、第28条第1項の申請を受理したときは、論文内容に関連する科目の教授の中から3人以上の審査委員を選出し、論文の審査及び学力の確認を行うとともに、学長に学位申請書等を提出するものとする。ただし、必要があるときは、山形大学学術研究院規程第8条第1項に基づく主担当教員として当該研究科に配置された教授以外の教員を審査委員に選ぶことができる。

2 研究科長は、学位論文の審査に当たって必要があるときは、山形大学学術研究院規程第8条第1項に基づく主担当教員として本学大学院の他の研究科に配置された教員又は他の大学院若しくは研究所等の教員等を審査委員に加えることができる。

(学力の確認)

第32条 第27条の規定により博士の学位の授与を申請した者に課す学力の確認は、口頭又は筆答により、専攻学術及び外国語について、本学大学院の博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認するために行う。この場合において、外国語については原則として2種類を課するものとする。

(学力確認の特例)

第33条 第27条の規定により博士の学位の授与を申請した者が、本学大学院の博士課程(医学系研究科先進的医科学専攻及び看護学専攻、理工学研究科並びに有機材料システム研究科にあつては博士後期課程)に所定の標準修業年限以上在学し所定の単位を修得した者であるときは、前条の学力の確認を免除することができる。

(審査期間)

第34条 第27条の規定による博士の学位論文の審査及び学位授与に係る学力の確認は、学位授与の申請を受理した日から1年以内に終了するものとする。

(審査委員の報告)

第35条 審査委員は、学位論文の審査及び学力の確認を終了したときは、直ちにその結果を文書をもって研究科長に報告しなければならない。

(研究科委員会の意見聴取)

第36条 研究科長は、前条の報告に基づき、博士の学位を授与すべきか否かについて、研究科委員会から意見を聴取するものとする。

(学長への報告)

第37条 研究科長は、学位論文の審査要旨及び学力の確認の結果を文書をもって学長に報告しなければならない。

2 学長は、前項の報告に疑義があるときは、理由を付して研究科長に再審査を求めることができる。この場合において、当該研究科長は、再審査を行い、その結果を遅滞なく学長に報告しなければならない。

(学位の授与)

第38条 学長は、学位論文の審査に合格し、かつ、学力が確認された者に所定の学位記を交付して博士の学位を授与し、学位を授与できない者にはその旨を通知する。

第5章 教職修士(専門職)の学位授与

(教職修士(専門職)の学位授与の要件)

第39条 教職修士(専門職)の学位は、本学大学院専門職学位課程を修了した者に授与する。

(教育実践研究科委員会の意見聴取)

第40条 教育実践研究科長は、大学院規則第22条の規定に基づき、教職修士(専門職)の学位を授与すべきか否かについて、教育実践研究科委員会から意見を聴取するものとする。

(学長への報告)

第41条 教育実践研究科長は、専門職学位課程の修了を認定しようとする者について、学長に報告しなければならない。

2 学長は、前項の報告に疑義があるときは、理由を付して教育実践研究科長に再審査を求めることができる。この場合において、教育実践研究科長は、再審査を行い、その結果を遅滞なく学長に報告しなければならない。

(学位の授与)

第42条 学長は、専門職学位課程の修了を認定した者に所定の学位記を交付して教職修士(専門職)の学位を授与する。

第6章 雑則

(学位授与の報告)

第43条 学長は、第26条及び第38条の規定により博士の学位を授与したときは、省令第12条の規定に基づき、文部科学大臣に報告するものとする。

[第26条] [第38条] [省令第12条]

(学位論文要旨等の公表)

第44条 本学は、博士の学位を授与したときは、省令第8条の規定に基づき、学位を授与した日から3月以内にその論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表するものとする。

[省令第8条]

(学位論文の公表)

第45条 博士の学位を授与された者は、学位を授与された日から1年以内にその学位論文の全文を公表しなければならない。ただし、学位の授与を受ける前に公表しているときは、この限りではない。

2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、学長の承認を受けて、論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合において、学長は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供しなければならない。

3 博士の学位を授与された者が行う前2項の規定による公表は、本学の協力を得て、インターネットの利用により行うものとする。

4 第1項及び第2項の規定により公表する場合には、「山形大学審査学位論文」又は「山形大学審査学位論文要旨」と明記しなければならない。

(学位授与の取消)

第46条 本学において学位を授与された者が、その名誉を汚す行為があったとき又は不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したときは、学長は、当該教授会又は当該研究科委員会の意見を聴いた上で学位の授与を取り消し、学位記を返付させ、かつ、その旨を公表するものとする。

(学位記等の様式)

第47条 学位記の様式は、別記様式2のとおりとする。

[別記様式2]

(その他)

第48条 この規程に定めるもののほか、学位の授与に関し必要な事項は、当該学部長又は当該研究科長が学長の承認を得て定める。

附 則

この規則は、昭和54年4月21日から施行し、昭和54年4月1日から適用する。

(省 略)

附 則(平成29年1月23日)

1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

2 改正後の山形大学学位規程の規定にかかわらず、平成29年3月31日に人文学部、地域教育文化学部(地域教育文化学科の異文化交流コース、造形芸術コース、音楽芸術コース、スポーツ文化コース、食環境デザインコース、生活環境科学コース、システム情報学コース)、理学部、工学部(機能高分子工学科、物質化学工学科、バイオ化学工学科、応用生命システム工学科、情報科学科、電気電子工学科)、医学系研究科博士前期課程の生命環境医科学専攻、同研究科博士後期課程の生命環境医科学専攻及び理工学研究科博士前期課程の数理科学専攻、物理学専攻、物質生命化学専攻、生物学専攻、地球環境学専攻に在学する者の学位授与の取扱いについては、なお従前の例による。

別表

学士の学位

学部	学科	履修コース	学位の種類及び専攻分野の名称
人文社会科学部	人文社会科学科	人間文化コース	学士(文学)
		グローバル・スタ ディーズコース	学士(学術)
		総合法律コース	学士(法学)
		地域公共政策コース	学士(政策科学)
		経済・マネジメント コース	学士(経済学)
地域教育文化学部	地域教育文化学科	児童教育コース	学士(教育学)
理学部	理学科		学士(理学)
医学部	医学科		学士(医学)
	看護学科		学士(看護学)
工学部	高分子・有機材料工学科		学士(工学)
	化学・バイオ工学科		

	情報エレクトロニクス学科		
	機械システム工学科		
	建築・デザイン工学科		
	システム創成学科		
農学部	食料生命環境学科		学士(農学)

修士の学位

研究科	専攻	課程	学位の種類及び専攻分野の名称
社会文化システム研究科	文化システム専攻	修士課程	修士(文学)
	社会システム専攻	修士課程	修士(政策科学)
地域教育文化研究科	臨床心理学専攻	修士課程	修士(臨床心理学)
	文化創造専攻	修士課程	修士(学術)
医学系研究科	看護学専攻	博士前期課程	修士(看護学)
	先進的医科学専攻	博士前期課程	修士(医科学)
理工学研究科	理学専攻	博士前期課程	修士(理学)
	物質化学工学専攻	博士前期課程	修士(工学)
	バイオ化学工学専攻		
	応用生命システム工学専攻		
	情報科学専攻		
	電気電子工学専攻		
	機械システム工学専攻		
	ものづくり技術経営学専攻		
有機材料システム研究科	有機材料システム専攻	博士前期課程	修士(工学)
農学研究科	生物生産学専攻	修士課程	修士(農学)
	生物資源学専攻		
	生物環境学専攻		

博士の学位(課程による博士)

研究科	専攻	課程	学位の種類及び専攻分野の名称
医学系研究科	医学専攻	博士課程	博士(医学)
	看護学専攻	博士後期課程	博士(看護学)
	先進的医科学専攻	博士後期課程	博士(医科学)
理工学研究科	地球共生圏科学専攻	博士後期課程	博士(理学) 博士(工学) 博士(学術)
	物質化学工学専攻	博士後期課程	博士(工学)
	バイオ工学専攻	博士後期課程	博士(工学) 博士(学術)
	電子情報工学専攻		

	機械システム工学専攻		
	ものづくり技術経営学専攻		
有機材料システム研究科	有機材料システム専攻	博士後期課程	博士(工学)

博士の学位(論文審査等による博士)

研究科	学位の種類及び専攻分野の名称
医学系研究科	博士(医学) 博士(看護学) 博士(医科学)
理工学研究科	博士(理学) 博士(工学) 博士(学術)
有機材料システム研究科	博士(工学)

教職修士(専門職)の学位

研究科	専攻	課程	学位の種類及び専攻分野の名称
教育実践研究科	教職実践専攻	専門職学位課程	教職修士(専門職)

3 山形大学大学院長期履修学生に関する規程（抄）

（平成16年6月9日制定）

（趣旨）

第1条 この規程は、山形大学大学院規則第3条の規定に基づき、長期にわたる教育課程を履修する学生（以下「長期履修学生」という。）について必要な事項を定めるものとする。

（対象）

第2条 長期履修学生を希望することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 職業を有し、所属長の承諾を得た者
- (2) その他やむを得ない事情であると研究科長が認める者

（申請手続）

第3条 長期履修学生を希望する者は、別記様式1により、別に定める期間内に学長に申請しなければならない。

（許可）

第4条 前条の申請に対しては、研究科が行う審査を経て、学長が許可する。

2 審査は、申請書及び面談により行うものとする。

（長期履修の期間）

第5条 長期にわたる教育課程を履修することができる期間は、山形大学大学院規則第2条第4項に規定する期間以内とする。

（履修期間の変更）

第6条 長期履修学生が、許可された履修期間の変更を希望する場合は、別記様式2により、別に定める期間内に、学長に申請しなければならない。

2 許可された履修期間の変更は、在学中1回限りとする。ただし、修了予定年次開始後の変更はできないものとする。

（履修期間変更の許可）

第7条 前条の申請に対しては、第4条の規定を準用する。

（教育課程の編成）

第8条 長期履修学生に係る教育課程の編成は、当該研究科が定める履修方法を弾力的に運用するものとし、長期履修学生に限定した教育課程の編成は行わないものとする。

（長期履修学生となる時期等）

第9条 長期履修学生となる時期及び履修期間を変更する時期は、原則として学期の初めとする。

（授業料）

第10条 長期履修学生の授業料の年額は、国立大学法人山形大学における授業料その他の費用に関する規程の定めるところによる。

2 長期履修学生として許可された履修期間を越えた場合の授業料は、一般の学生と同様の授業料を適用する。

（その他）

第11条 この規程に定めるもののほか、長期履修学生に関し必要な事項は、学長が別に定める。

（省 略）

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

別記様式 1

長 期 履 修 学 生 申 請 書

平成 年 月 日

山 形 大 学 長 殿

研究科 専攻

ふりがな
氏 名 印

下記のとおり，長期履修学生を希望したいので申請します。

記

受験番号（学生番号）			
入 学 年 月 日		修 了 予 定 年 月 日	修業予定年数
平成 年 月 日入学		平成 年 月 日修了	年 か月
現住所	〒 - Tel - -		
勤務先	勤務先名（職種等） 所在地 〒 - Tel - -		
申請理由 長期履修の必要性： 長期履修計画：			
指導教員の意見			
指導教員氏名			印

別記様式2

長期履修期間変更申請書

年 月 日

山形大学長 殿

研究科

専攻

ふりがな
氏 名

印

下記のとおり、長期履修期間を変更したいので申請します。

記

学 生 番 号				
入学年月日	年	月	日	入学
現在の修了 予定年月日	年	月	日	修了
現 在 の 履 修 期 間	年	月	日	から (年 か月) 年 月 日 まで
変更後の修了 予定年月日	年	月	日	修了
変 更 後 の 履 修 期 間	年	月	日	から (年 か月) 年 月 日 まで
長期履修期間変更を必要とする理由：				
指導教員の意見				
指導教員氏名				印

4 山形大学大学院理工学研究科長期履修学生に関する内規

(趣旨)

- 1 この内規は、山形大学大学院長期履修学生に関する規程に基づき、山形大学大学院理工学研究科における長期履修学生の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(対象)

- 2 長期履修学生を希望することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 職業を有し、所属長の承諾を得た者
- (2) その他やむを得ない事情であると研究科長が認める者

(申請手続)

- 3 長期履修学生を希望する者は、指導教員の承諾を得て、原則として学期の初めに長期履修学生申請書を研究科長に提出しなければならない。

(審査)

- 4 研究科長は、前項の申請書を受理したときは、教務委員会にその審査を付託する。
- 5 教務委員会は、申請書及び面談により審査し、その結果を研究科委員会に報告する。
- 6 研究科委員会は、前項の報告に基づき審査し、可否を決定する。

(長期履修の期間)

- 7 長期履修学生の履修期間は、標準修業年限の2倍を超えることはできない。

(履修期間の変更)

- 8 長期履修学生が、許可された履修期間の変更を希望する場合は、指導教員の承諾を得て、原則として学期の初めに長期履修期間変更申請書を研究科長に提出しなければならない。
- 9 前項の申請の審査に対しては、第4項から第6項までの規定を準用する。

(審査結果の通知)

- 10 研究科長は、審査結果を審査結果通知書(別記様式)により通知するものとする。

(履修方法)

- 11 長期履修学生は、現行の教育課程の範囲内で指導教員と履修計画について打合せの上、履修するものとする。

(その他)

- 12 この内規に定めるもののほか、長期履修学生に関し必要な事項は、研究科委員会の議を経て別に定める。

附 則

この内規は、平成17年3月8日から施行し、平成16年度入学生から適用する。

附 則

この内規は、平成22年7月20日から施行する。

別記様式

審 査 結 果 通 知 書

年 月 日

山形大学大学院理工学研究科
専攻
様

山形大学大学院理工学研究科長

申請のあった長期履修について、下記のとおり決定されましたので、お知らせします。

記

	入学年月日	修了予定年月日	修業予定年数
申請期間	平成 年 月 日	平成 年 月 日	年 か月

審査の結果、以上の申請を許可する。(不許可とする)

山 形 大 学 長

審 査 結 果 通 知 書

年 月 日

山形大学大学院理工学研究科
専攻
様

山形大学大学院理工学研究科長

申請のあった長期履修期間の変更について、下記のとおり決定されましたので、お知らせします。

記

入 学 年 月 日	年 月 日 入学
現 在 の 修 了 予 定 年 月 日	年 月 日 修了
現 在 の 履 修 期 間	年 月 日 から (年 か月) 年 月 日 まで
変 更 後 の 修 了 予 定 年 月 日	年 月 日 修了
変 更 後 の 履 修 期 間	年 月 日 から (年 か月) 年 月 日 まで

審査の結果、以上の申請を許可する。(不許可とする)

山 形 大 学 長

5 山形大学大学院理工学研究科学位審査細則（抄）

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この細則は、山形大学大学院規則（以下「大学院規則」という。）及び山形大学学位規程（以下「学位規程」という。）に定めるもののほか、本学大学院理工学研究科の修士及び博士の学位審査等に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 修士の学位

（学位論文の提出）

第2条 学位論文を提出できる者は、所定の提出日において、大学院規則第19条に定める修了要件を、当該提出日に対応する修了日までに、具備できる見込みのある者でなければならない。

（学位論文の題目）

第3条 学位論文を提出しようとするときは、あらかじめその論文の題目及び研究内容について指導教員の承認を受けなければならない。

2 学位論文の題目は、所定の様式により論文提出の2か月前に、山形大学大学院理工学研究科博士前期課程山形地区委員会又は米沢地区委員会（以下「地区委員会」という。）の委員長に届け出なければならない。

3 学位論文の題目を変更しようとする場合の手続は、第1項に準ずるものとする。

（学位論文の審査申請）

第4条 学位論文の審査を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、指導教員の承認を得た上、申請書に次に掲げる論文等を添付して地区委員会の委員長に提出しなければならない。

（1）学位論文（和文又は英文）（A4判，原本） 3部 このほか審査に必要な部数

（2）論文内容の要旨（所定の様式） 3部

2 申請書等の提出期限は、次のとおりとする。

（1）後期提出の場合 2月10日

（2）前期提出の場合 8月10日

3 前項に定める日が休日に当たるときは、その前日を提出期限とする。

（学位論文審査申請の通知）

第5条 地区委員会の委員長は、前条の申請書を受理したときは、専攻長にその旨を通知し、地区委員会に学位論文審査を付託するものとする。

（学位論文の審査委員の選出）

第6条 地区委員会は、提出された学位論文について、学位規程第11条に規定する修士論文に係る審査委員（以下「修士論文審査委員」という。）として、指導教員を含む3人以上の博士前期課程担当教員を選出するものとする。ただし、選出された修士論文審査委員が、やむを得ない事由により論文審査を行うことができなくなったときは、地区委員会の議を経て、新たに修士論文審査委員を選出することができる。

（審査委員主査）

第7条 地区委員会の委員長は、地区委員会の議を経て、修士論文審査委員のうちから主査を指名する。なお、指名された主査が、やむを得ない事由により論文審査を行うことが出来なくなった時は、改めて

主査を指名する。

(学位論文公聴会)

第8条 専攻長は、提出された学位論文について公聴会を開催するものとする。

(学位論文の審査及び最終試験)

第9条 修士論文審査委員は、学位論文の審査及び最終試験を行う。

2 最終試験は、学位論文の審査が終了した後に学位論文を中心として、これに関連のある科目について、口頭又は筆答により行う。

3 修士論文審査委員は、学位論文の審査の結果、不合格と判定したときは、最終試験を行わないものとする。

4 学位論文の審査及び最終試験の結果は、合格又は不合格の評語をもって表す。

(学位論文の審査及び最終試験の結果の報告)

第10条 学位論文の審査及び最終試験が終了したときは、修士論文審査委員の主査は、学位論文の審査及び最終試験の結果の要旨を地区委員会に報告しなければならない。

(学位授与の判定)

第11条 地区委員会は、前条の報告に基づき、学位授与の可否について審議し、議決する。

第3章 課程修了による博士の学位

(論文計画の提出)

第12条 学位論文についての論文計画（以下「論文計画」という。）の審査を受けようとする者は、主指導教員に論文計画を提出するものとする。

2 論文計画の審査を受けることができる者は、後期課程に2年以上在学し、博士後期課程の履修基準に定める条件を満たした者でなければならない。ただし、在学期間に関し、大学院規則第20条ただし書を適用する者にあつては、この限りでない。

(論文計画審査委員の構成)

第13条 提出された論文計画の審査は、論文計画審査委員として指導教員グループが当たる。

2 前項の場合において、論文計画審査のため必要があるときは、他の大学院又は研究所等の教員等（以下「他教員等」という。）を加えることができる。

3 山形大学大学院理工学研究科委員会（以下「研究科委員会」という。）は、論文計画審査委員の中に他教員等を含むときは、その者の資格審査を行うものとする。

(論文計画の審査)

第14条 論文計画の審査は、申請する学位論文の構成及び内容について行う。

2 論文計画の審査は、次に掲げる期日までに、実施しなければならない。

(1) 後期提出の場合 10月末日

(2) 前期提出の場合 4月末日

3 論文計画の審査結果は、合格又は不合格の評語をもって表す。

(論文計画審査結果の報告)

第15条 論文計画の審査が終了したときは、主指導教員は、論文計画審査結果報告書を研究科委員会に提出しなければならない。

(学位論文の提出)

第16条 学位論文を提出できる者は、論文計画審査に合格した後、所定の提出日において、大学院規

則第20条に定める修了要件を、当該提出日に対応する修了日までに、具備できる見込みのある者でなければならない。

(学位論文の題目)

第17条 学位論文を提出しようとするときは、あらかじめその論文の題目及び研究内容について指導教員グループの承認を受けなければならない。

2 学位論文の題目は、論文計画審査に合格した後、所定の様式により次に掲げる期日までに、研究科長に届け出なければならない。

(1) 後期提出の場合 10月末日

(2) 前期提出の場合 4月末日

3 学位論文の題目を変更しようとする場合の手続は、第1項に準ずるものとする。

(学位論文の審査申請)

第18条 申請者は、指導教員グループの承認を得た上、申請書に次に掲げる論文等を添付して山形大学大学院理工学研究科教務委員会（以下「教務委員会」という。）を経て研究科長に提出しなければならない。

(1) 学位論文（和文又は英文）全文の電子データ

このほか審査に必要な部数

(2) 論文目録 (所定の様式) 5部

(3) 論文内容の要旨 (所定の様式) 5部

(4) 履歴書 (所定の様式) 1部

(5) 共著者の同意書 (所定の様式) 4部

(6) 論文目録に記載した論文の別刷又は投稿中の論文原稿の写し及びその掲載決定通知の写し
(掲載決定していない場合は、投稿原稿の受付を証明するもの) 各1部

2 申請書等の提出期限は、次のとおりとする。

(1) 後期提出の場合 12月20日

(2) 前期提出の場合 7月 1日

3 前項に定める日が休日に当たるときは、その前日を提出期限とする。

(学位論文の審査申請の通知)

第19条 研究科長は、前条の申請書を受理したときは、主指導教員にその旨を通知し、研究科委員会に学位論文審査を付託するものとする。

(学位論文の審査委員の選出)

第20条 研究科委員会は、提出された学位論文について、学位規程第21条に規定する課程博士論文に係る審査委員（以下「課程博士論文審査委員」という。）として、博士後期課程担当教員3人以上を選出するものとする。ただし、選出された課程博士論文審査委員が、やむを得ない事由により論文審査を行うことができなくなったときは、研究科委員会の議を経て、新たに課程博士論文審査委員を選出することができる。

2 前項の場合において、論文審査のため必要があるときは、他教員等を加えることができる。

3 研究科委員会は、課程博士論文審査委員の中に他教員等を加えるときは、その者の資格審査を行うものとする。

(審査委員主査の指名)

第21条 研究科長は、研究科委員会の議を経て、課程博士論文審査委員のうちから主査を指名する。なお、指名された主査が、やむを得ない事由により論文審査を行うことが出来なくなったときは、改めて主査を指名する。

(学位論文公聴会)

第22条 課程博士論文審査委員の主査は、専攻長の承認の基に、提出された学位論文について学位論文公聴会を開催し、その司会者となる。

2 申請者は、学位論文公聴会で論文の発表を行わなければならない。

3 主査は、学位論文公聴会の開催日等を申請者に通知するとともに、原則として開催日の1週間前までに、全専攻及び関係者に掲示又は書面をもって開催を公示するものとする。

4 学位論文公聴会の結果は、学位論文の審査に反映させるものとする。

(学位論文の審査及び最終試験)

第23条 課程博士論文審査委員は、学位論文の審査及び最終試験を行う。

2 最終試験は、学位論文を中心とし、これに関連のある科目について口頭又は筆答により行う。

3 課程博士論文審査委員は、学位論文の審査の結果、不合格と判定したときは、最終試験を行わないものとする。

4 学位論文の審査及び最終試験の結果は、合格又は不合格の評語をもって表す。

(学位論文の審査及び最終試験の結果の報告)

第24条 学位論文の審査及び最終試験が終了したときは、課程博士論文審査委員の主査は、学位論文の審査及び最終試験の結果の要旨(所定の様式)を研究科委員会に報告しなければならない。

(審査期間)

第25条 課程修了による博士の学位論文の審査は、当該学生の在学する期間内に終了するものとする。

(学位授与の判定)

第26条 研究科委員会は、第24条の報告に基づき、学位授与の可否について審議し、投票によって議決する。

2 前項の議決をするときは、研究科委員会構成員(公務及び止むを得ない事情により出席できないものを除く。以下「構成員」という。)の3分の2以上の出席を必要とする。

3 学位授与の議決には、出席した構成員の3分の2以上の賛成がなければならない。

第4章 論文提出による博士の学位

(学位論文の審査申請)

第27条 申請者は、本学の博士後期課程担当教員の紹介により、申請書に次に掲げる論文等を添えて、研究科長を経て学長に提出しなければならない。

(1) 学位論文(和文又は英文)全文の電子データ

このほか審査に必要な部数

- | | | |
|---------------|---------|---------|
| (2) 論文目録 | (所定の様式) | 5部 |
| (3) 論文内容の要旨 | (所定の様式) | 5部 |
| (4) 履歴書 | (所定の様式) | 1部 |
| (5) 共著者の同意書 | (所定の様式) | 5部 |
| (6) 学位論文審査手数料 | | 57,000円 |

2 申請は、随時行うことができるものとする。

(論文の内容)

第28条 学位論文の内容は、印刷公表されたもの又は印刷公表予定の確実なものでなければならない。

- 2 提出した学位論文は、本学の博士課程修了予定者が提出する学位論文と同等以上のものであることが必要である。

(論文審査委員の選出)

第29条 研究科委員会は、提出された学位論文について、学位規程第31条に規定する論文博士学位論文に係る審査委員（以下「論文審査委員」という。）として、博士後期課程担当教員3人以上を選出するものとする。ただし、選出された論文審査委員が、やむを得ない事由により論文審査を行うことができなくなったときは、研究科委員会の議を経て、新たに論文審査委員を選出することができる。

- 2 前項の場合において、学位論文の審査のため必要があるときは、他教員等を加えることができる。
- 3 研究科委員会は、論文審査委員の中に他教員等を加えるときは、その者の資格審査を行うものとする。

(審査委員主査の指名)

第30条 研究科長は、研究科委員会の議を経て、論文審査委員のうちから主査を指名する。なお、指名された主査がやむを得ない事由により論文審査を行うことが出来なくなったときは、改めて主査を指名する。

(学位論文公聴会)

第31条 論文審査委員の主査は、提出された学位論文について学位論文公聴会を開催し、その司会者となる。

- 2 申請者は、学位論文公聴会で論文の発表を行わなければならない。
- 3 主査は、学位論文公聴会の開催日等を申請者に通知するとともに、原則として開催日の1週間前までに、全専攻及び関係者に掲示又は書面をもって開催を公示するものとする。
- 4 学位論文公聴会の結果は、学位論文の審査に反映させるものとする。

(学位論文の審査及び学力の確認)

第32条 論文審査委員は、学位論文の審査及び学力の確認を行う。

- 2 学力の確認は、博士論文に関連のある専攻分野の科目及び外国語科目について、口頭又は筆答で行うものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、学力の確認は、論文審査委員が特別の事由があると認めるときは、研究科委員会の承認を得て、博士論文に関連のある専攻分野の科目のみについて行うことができる。
- 4 論文審査委員は、学位論文の審査の結果、不合格と判定したときは、学力の確認を行わないものとする。
- 5 学位論文の審査及び学力の確認の結果は、合格又は不合格の評語をもって表す。

(学力の確認の特例)

第33条 第27条の規定により学位の授与を申請した者が、本学大学院博士後期課程3年以上在学し所定の単位を修得した者である場合には、学位規程第33条の規定により、前条の学力の確認を免除することができる。

(学位審査の特例)

第34条 本学の博士後期課程に3年以上在学し、所定の単位を修得し、退学した者（以下「単位修得退学者」という。）が退学時より3年以内に学位論文を提出した場合には、課程博士の学位論文審査と同様の審査を行う。

2 単位修得退学者が退学時より1年以内に学位論文を提出するときは、論文審査手数料を納付することを要しない。

(学位論文の審査及び学力の確認の結果報告)

第35条 学位論文の審査及び学力の確認が終了したときは、論文審査委員の主査は、学位論文の審査及び学力確認の結果の要旨(所定の様式)を研究科委員会に報告しなければならない。

(審査期間)

第36条 論文提出による博士の学位論文の審査は、申請書を受理した日から1年以内に終了するものとする。

(学位授与の判定)

第37条 研究科委員会は、第35条の報告に基づき、学位授与の可否について審議し、投票によって議決する。

2 前項の議決をするときは、構成員(公務及び止むを得ない事情により出席できないものを除く。)の3分の2以上の出席を必要とする。

3 学位授与の議決には、出席した構成員の3分の2以上の賛成がなければならない。

(その他の事項)

第38条 その他必要な事項は、研究科委員会の議を経て、研究科長が定める。

附 則

この要項は、平成5年4月23日から施行する。

(省 略)

附 則(平成28年8月30日)

この細則は、平成28年8月30日から施行する。